

令和4年第11回熊野町議会全員協議会  
会議録

1. 招集年月日 令和4年11月30日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和4年11月30日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・健康福祉部・教育部】

- (1) 第6次行政改革大綱実施計画の進捗状況について（報告）
- (2) 地方公務員の定年引上げについて（報告）
- (3) 乳幼児医療費助成制度の改正について（協議）
- (4) 社会体育施設等の指定管理者の指定更新について（協議）
- (5) 介護保険料の賦課誤りについて（報告）

|      |      |
|------|------|
| 町長   | 三村裕史 |
| 副町長  | 岩田秀次 |
| 教育長  | 平岡弘資 |
| 総務部長 | 西村隆雄 |

|         |       |
|---------|-------|
| 健康福祉部長  | 時光良弘  |
| 教育部長    | 隼田雅治  |
| 総務部次長   | 西岡隆司  |
| 健康福祉部次長 | 西村ゆり  |
| 教育部次長   | 立花太郎  |
| 財務課長    | 多久見良数 |
| 政策企画課長  | 須賀雅彦  |
| 高齢者支援課長 | 井原志保里 |
| 子育て支援課長 | 佛圓至裕  |
| 町公民館長   | 穂坂俊彦  |

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 榎並正和 |
|--------|------|

~~~~~○~~~~~

#### 8. 案件

##### 【総務部】

- (1) 第6次行政改革大綱実施計画の進捗状況について（報告）
- (2) 地方公務員の定年引上げについて（報告）

##### 【健康福祉部】

- (3) 乳幼児医療費助成制度の改正について（協議）

##### 【教育部】

- (4) 社会体育施設等の指定管理者の指定更新について（協議）

##### 【健康福祉部】

- (5) 介護保険料の賦課誤りについて（報告）

##### 【議会】

- (6) その他

~~~~~○~~~~~

#### 9. 議事の内容

（開会 9時27分）

○議長（大瀬戸） おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から協議案件2件、報告案件3件について、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思っております。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思ひます。

それでは、三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。

お忙しいところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

冒頭、私から1点報告させていただきます。

最初は、新型コロナウイルス感染症についてでございます。全国的に新規感染者が増加し第8波に入ったとの見方がある中で、熊野町においても、ここに来ましてまた新規感染者が増加の兆しを見せております。昨日は39人ということで、非常に憂慮しております。

湯崎知事は先日の定例会見で、現在の状況について、明らかな拡大傾向にあるとの認識を示し、確保病床数を増やす一方で、県民に対しできるだけ多くのワクチン接種を呼びかけました。本町におきましても、町内での感染拡大を防止するため、また第8波の波を小さくするため、引き続きワクチン接種の機会が提供できるような体制を構築しながら、新型コロナウイルス感染症の抑制に努めてまいります。

さて、本日は報告案件として「第6次行政改革大綱の進捗状況」及び「地方公務員の定年引上げ」について、協議案件として「乳幼児医療費助成制度の改正」及び「社会体育施設等の指定管理者の指定更新」について協議させていただきます。さらに、介護保険料につきましては事務処理上のミスがございましたことから、急遽、これについて追加案件として報告させていただくことといたしました。御迷惑をおかけしました住民の皆様におわびを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で執行部からの報告を終わります。

それでは、早速協議会に移ります。

報告案件、第6次行政改革大綱実施計画の進捗状況について、執行部から説明を受けたいと思います。西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） それでは、令和3年度の第6次熊野町行政改革大綱実施計画の進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

資料といたしまして、資料1-1の「第6次熊野町行政改革大綱実施計画の進捗状況について」、次に、冊子となっております資料1-2「第6次熊野町行政改革大綱実施計画、令和3年度～令和7年度」、資料1-3「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお配りしております。

第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和3年度の取組につきましては、主だったものを取りまとめた「資料1-1」により説明をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

令和3年度から取り組んでいる第6次の行政改革大綱実施計画におきましては、全部で64の項目を設定しております。「基本施策1、町民参画の推進」については8項目、「基本施策2、効率的・効果的な行財政運営の推進」では36項目、「基本施策3、スマート自治体への体制整備」については12項目、「基本施策4、広域連携の推進」については8項目でございます。

まず、全体の取組状況から見ますと、全64項目のうち60項目について目標を達成。割合としては93.7%の達成率でございます。おおむね目標値は達成された状況にあると認識をしております。

下の表の左から「基本施策」、「具体的施策と取組項目」とし、その取組項目のうち、目標値を超える取組・進捗があったもの、目標値に至らなかったものを、一番右端の欄にそれぞれ記載をしております。

まず、表の青色の部分「基本施策1、町民参画の推進」については、8つの取組項目のうち目標値以上となった取組が1つ、目標値に至らなかったものが1つございました。

目標値以上となった取組は⑦パブリックコメントの実施で、令和3年度において設定

した1件の目標に対し3件実施をすることができました。その内容としましては「第1次熊野町交通安全計画」、「熊野町男女共同参画プラン（第三期）」、「熊野町地域福祉計画」の3件でございます。各担当課においてパブリックコメントを実施しております。なお、全てにおいて住民の皆様からの意見はございませんでした。

目標に至らなかった取組は、「②職員の地域活動への積極的な参加の推進」で、毎年10月から11月にかけて職員の職場における意向調査等、いわゆる自己申告を行っておりますが、この自己申告書において職員の地域活動状況に関する調査の項目を盛り込むことができませんでしたので、目標に至らないこととなりました。

なお、今年度の調査につきましては、自己申告書に、自己アピール項目として「地域活動に積極的に参加・活動しているもの」について記載する欄を設けて実施をしております。

続きまして、緑色の部分、「基本施策2、効率的・効果的な行政運営の推進」でございます。36の取組項目のうち、目標値以上となった取組が8つ、目標値に至らなかったものが2つございました。

目標値以上の進捗があった8つの取組については、主に税や料の収納に関するもので、その理由といたしましては、スマートフォンを利用した決済納付を導入し納税方法の利便性が向上したことや、滞納整理システムの活用による滞納整理件数の増加により収納率が向上し、目標値以上の進捗を達成したものでございます。

目標に至らなかった取組は、「⑫土地利用計画書の作成」及び右側の表に移りまして「⑳コスト意識と創意工夫による節減の意識改革」でございます。取組項目⑫につきましては、令和3年度の取組内容として町有地の「未利用地の調査」を掲げていたけれども、過去に行った実績調査の再確認にとどまりましたので、目標値以下との評価を行ったものでございます。今年度においては、現状の再調査を行うこととしております。

取組項目⑳につきましては、令和3年度の取組内容として「予算編成方針での新たな削減手法の実施、財政状況の共有化」を掲げていたましたが、新たな削減手法の提案ができなかったため、目標値の半分の評価となったものでございます。今年度においては、令和8年度までの財政推計をもとに、令和5年度の予算編成時において目標とすべき一般財源総額を明示し、各課の予算ヒアリングで具体的な削減事項を協議・提案しながら経費削減に取り組んでいくこととしております。

また、取組項目㉑の「適正な受益者負担の設定」でございますが、令和元年度に改定

した施設使用料のうち、激変緩和措置となった施設について再計算を行い、激変緩和措置解除を含め検討を行いました。コロナ禍における町民活動機会の減退、停滞を助長するおそれ大きいことから、使用料の改定は見送ることとしております。

続きまして、黄色の部分「基本施策3、スマート自治体への体制整備」でございます。12の取組項目のうち、目標値以上となった取組が2つ、目標値に至らないものはゼロでございました。

目標値以上となった取組は、「⑤テレワーク等の推進」と「⑫行政情報の積極的な提供」でございます。取組項目⑤につきましては、令和3年度においては「テレワーク実証実験実施及び本格導入の実施方針決定」を設定し、全職員の5%の利用率を目標値としましたが、積極的な実証実験の結果、44.4%という、全職員の半数に近い職員がテレワークを体験した実績となりました。このテレワークについては窓口業務が多い部署は活用が難しい面もございますが、多様な働き方の手段の一つとして定着させていくため、本格導入に向けてさらなる研究を行ってまいります。

続いて、取組項目⑫につきましては、令和3年度において「電子媒体による効果的な情報発信を実施し、SNS等の情報媒体の強化及び新たな情報媒体について検討する」とし、Instagramでの情報発信や公式LINEで熊野町に関する各種情報を発信しており、既存のホームページでの公開コンテンツ数と合わせ、目標値を大きく上回った実績となりました。件数1,031件の内訳としましては、Instagram投稿件数75、熊野町公式LINE投稿件数164、こふでりんLINE投稿件数133、ホームページ公開件数659でございます。

続きまして、朱色の部分「基本施策4、広域連携の推進」につきましては、8の取組項目のうち、目標値以上となった取組が1つ、目標値に至らなかったものが1つでございました。

目標値以上となった取組は「①広域連携の推進」で、令和3年度において設定した58の連携事業に対して67の事業について連携を行う実績となりました。この連携事業については、熊野町は現在、広域的に連携して事業を実施する2つの組織に所属しており、令和3年度におきましては、広島市を事務局とした「広島広域都市圏」においては41事業、呉市を事務局とした「広島中央地域連携中枢都市圏」においては26事業で連携を行うこととなっております。

目標に至らなかった取組は、「⑦豊島区との連携」でございます。東京都の特別区と

広島県町村会が連携協定を結んだ「特別区全国連携プロジェクト」において、東京都豊島区と熊野町は平成29年度から、産業、文化、芸術など様々な分野での新たな連携について積極的に検討し、双方の地域活性化につなげる取組を推進しております。その一環として桜の品種「ソメイヨシノ」の発祥地でもある豊島区から桜を3本寄贈いただき、令和2年度に筆の里工房の隣の坂面大池に植樹いたしました。今後は、桜を通じたイベントでの交流を行う予定としておりましたが、新型コロナの影響によりイベントも中止となり、取組が行えなかったことから、目標値以下との評価となったものでございます。今年度においては、コロナ禍の影響を受けない交流案を検討することとしておりますが、先方の豊島区においてもコロナの影響が続いており、イベントも小規模の開催にとどまっていることもございまして、現時点では活発な交流が行えていない状況でございます。

以上、第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和3年度における実施状況について報告をさせていただきました。

なお、ただいま報告いたしました第6次熊野町行政改革大綱実施計画の令和3年度取組については、先に行政改革懇談会に諮問させていただき、資料1-3のとおり答申をいただいております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありますか。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 2番目の効率的、効果的な行政運営の推進の中の29番目、公共工事のコスト縮減の推進なんですけど、この資料1-2の中の21、22ページですか。その中で、臨時の部会による情報共有で重複工事等の不要なコスト縮減が果たせたと書いてあるんですけど、これはどのような工事の重複工事が分かって、どれぐらいのコストが縮減されたのかちょっと知りたいので、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 失礼します。

公共工事のコスト縮減の推進でございます。建設農林部におきまして、管理職、監督

職が集まりまして、定期、臨時で部会を行っております。そこにおきまして、1つの工事におきましても、近隣に同様の種類の工事があつたりというような場合には、発注の時期を調整するなどしているところでございます。

ただ、大変申し訳ないんですが、資料の中で実際のコストの削減について、具体的な額については私のほうは確認しておりません。申し訳ございません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） これは後で知らせてくれるというのは可能なんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 建設農林部のほうに確認いたしまして、お知らせしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは第6次行政改革大綱については、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、引き続き、実施計画に基づき行政改革を推進するよう要望し、次の報告に移りたいと思えます。

続いて、報告案件、地方公務員の定年引上げについて、執行部から説明を受けたいと思えます。西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） それでは、「地方公務員の定年引上げ」について、資料2により概要を説明させていただきます。

令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が可決され、地方公務員の定年延長を含めて地方公務員の服務、労働環境に大きな変更が生じました。これにより町の条例に所要の改正を行う必要が生じており、12月定例会に提案させていただくことを考えております。本日はその概要を御説明させていただきます。

まず、「1、法改正の要旨」についてです。改正内容は大きく分けて5つございます

ので、順に御説明をさせていただきます。

(1) 地方公務員の定年引上げでございますが、令和5年度から2年置きに1年ずつ定年が延長されることになりました。記載の図にありますように令和5年度中に60歳に到達する者につきましては定年が1年延長となり、令和6年度末で退職となります。令和6年度に60歳に到達する者については定年が2年延長となり、令和8年度での退職となります。最終的には、令和14年で全ての職員が65歳の定年制度の適用ということになります。

次の(2) 役職定年制の導入でございます。この制度は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため導入されているもので、具体的には、60歳到達後の最初の4月1日の異動では、管理職級にいる者は課長補佐級へ降任させるものでございます。

資料の図は、課長、次長を経て部長の職にいる者が60歳を迎えた後は、次の4月1日で課長補佐級へ降任することを示したものでございます。次長、課長で60歳を迎えた場合も同じく課長補佐級への降任となりますが、課長補佐級以下で60歳を迎えた者は、この降任の対象とはなりません。

なお、例外として60歳を超えた者でも役職に就くことができる制度も設けますけども、熊野町におきましては、この規定の対象となる職員は現時点ではないものとして整理をしております。

続いて、(3) 60歳到達者の給与措置でございます。この制度は、60歳に到達した職員の給料を翌年度の4月から一律3割カットし、7割の支給とするものでございます。①の図では、課長補佐級で38万1,000円の給料月額であったものは、60歳に到達した翌年度の4月からはその7割の26万6,700円が支給額となります。

②は管理職の場合の給与措置についてお示しをしております。管理職は、先ほどの(2)で御説明しましたとおり、60歳で役職から降任することになります。その際、給料も課長補佐級へ降格することとなり、降格した先の給料を7割支給とする措置が行われることとなります。この二重の減額を緩和するため、降任前の給料月額の7割となるよう、調整額を支給することとなっております。

右のページに移りまして、(4) 再任用制度の廃止と定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。現在、60歳で定年した職員を任用できる再任用制度は廃止することとなりますが、令和13年度までは経過措置として暫定的に制度を残すこととなっております。また、新たに60歳以後に早期退職した職員が希望した場合は、短時間の勤務

で再度任用できる制度「定年前再任用短時間勤務制」が導入されることになりました。これにより採用される職員は、1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内であらかじめ任命権者が定めた時間で勤務することとなり、任用の期限は65歳までとなっております。

最後の(5)制度の周知と意思の確認につきましては、これまで御説明した内容について、退職が近い職員などに説明することが義務付けられたものでございます。

続いて、「2、法改正を受けた町独自の対応」について御説明をいたします。さきに御説明いたしました資料左側の(2)役職定年制の導入を受け、これまで管理職であった者が降任する場合、熊野町の場合は「課長補佐級」の職に就くこととなります。この場合、既存の職位職名では「課長補佐」ですが、60歳到達者の全てをこの職に降任させることは、主査の昇任を妨げることになってしまい、組織の新陳代謝を鈍らせてしまう可能性があることや、長年勤務した職員のそれまでのキャリアを十分に生かせる活躍の場が必要との観点から、通常の昇任ラインの職とは別に、新たに「スタッフ職」として専門員の職名を設け、所属課の業務全体の支援、業務改善、法改正対応、特命事項などに従事させることとします。

なお、一般職の課長補佐・主査級で60歳を迎えた職員については役職定年制の適用はありませんが、監督職のポストであり、年配の職員がここに長く在任することは、やはり組織の新陳代謝を妨げることになるため、同じくスタッフ職へ職換えを行うこととします。職位は、元の職名が部長、次長、課長に関わらず「課長補佐級」、課長補佐が60歳を迎えた場合も課長補佐級としますが、主査の場合は主査級の専門員といたします。

(2) 60歳到達者の昇給停止についてでございます。現在は、54歳までの職員については定期の昇給で4号給、55歳に到達した職員については2号給の昇給としておりますが、これまで説明しましたとおり、このたびの法改正は60歳を境として様々な措置が取られていることを鑑み、町独自の制度として、60歳に到達した職員は一律昇給停止とする規定を設けるものでございます。

最後に、「3、改正等の対象となる条例」についてでございます。これまで説明してきました内容に関して、改正する必要がある既存の条例を記載しております。(1)から(8)までは法改正に伴う文言の改正や所要の整備を行うもののため、1つの条例にまとめて議会へ提案させていただく予定としております。



なっております。ですから、60歳時点で35年に到達している職員については、63歳、65歳で定年を迎えたとしても支給額は変わらないということになります。ただ、60歳到達時点で35年勤務できてない職員については、定年延長によってその間に35年まで来れば、その時点での退職手当の支給額ということになります。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それではこの辺でまとめたいと思います。

令和3年6月の地方公務員法の改正は、定年延長だけではなく、地方公務員にとって大きな影響がある内容となっているようですが、法改正の趣旨にのっとり、条例等について遺漏のない適正な対応を行うよう要望し、まとめたいと思います。

続いて、協議案件、乳幼児医療費助成制度の改正について、執行部から説明を受けたいと思います。時光健康福祉部長。

~~~~~〇~~~~~

○健康福祉部長（時光） それでは、乳幼児医療費助成制度の改正について、お手元の資料3により御説明をさせていただきます。

まず、このたびの改正の趣旨と目的でございますが、乳幼児医療費助成制度につきましては、子供の医療費にかかる保護者の経済的負担の軽減と子供の健やかな成長を目的として、従前より公費により医療費助成を行っているものです。しかしながら、近年は、全国的に少子化対策や移住・定住誘導などを目的として、対象年齢の拡大や自己負担の無償化など、制度内容の充実を競う状況となっております。特に、県内においては各市町が対象年齢を拡大していく中、本町における通院の対象年齢はこれまで未就学児としており、県内で最も低い年齢となっていましたので、このたび対象年齢を拡大することとして制度改正を行うものです。

次に、2の制度改正の主な内容です。

まず、制度の名称ですが、これまで未就学児の通院・入院については「乳幼児医療費助成制度」として、また小中学生の入院については「児童医療費助成制度」として運営してきました。これを、改正後は2つを併せた形で「こども医療費助成制度」に一本化したいと考えています。

次に、通院助成年齢です。こちらが今回の主目的になりますが、これまで「就学前まで」としていたものを「中学校卒業まで」に拡大します。なお、入院助成年齢につきましてはこれまでどおり「中学校卒業まで」としています。

次に、もう一つの大きな変更点が自己負担の部分となります。これまで本町は、対象年齢は低いものの自己負担なしで医療を受けられるようにしていましたが、年齢拡大に伴う財政影響額などを考慮した上で、県内の他の市町と同様に、通院・入院とも1回500円の自己負担をしていただくこととします。

次に、所得制限ですが、今回変更はありませんが、近隣市町が全ての年齢で所得制限を設ける中、本町のみゼロ歳から2歳までについては所得制限を設けないこととしてきましたので、これを継続したいと考えています。

最後に、対象人数ですが、年齢拡大に伴い、10月末現在の受給者1,050人が、令和5年4月は約2,900人になると見込んでいます。

次に、3の財政影響額の試算ですが、今年度の予算額をもとに比較いたしますと、国が示す医療費の数値をもとに自己負担を考慮して試算したところ、令和5年度予算見込みが6,868万4,000円となり、3,143万7,000円の増加となります。

なお、増加分は県費補助の対象外となりますので、全額町費からの持ち出しとなります。

続いて4の施行期日でございますが、令和5年4月1日とし、同日からの診療分より適用することといたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、12月定例議会に条例改正案と関連補正予算案を提出し、議決をいただいた後に対象世帯に申請に向けた案内を通知いたします。年明け以降には、住民への周知や関係機関への説明等を行うとともに、随時申請書を受け付け、3月末までには新たな受給者証を交付し、4月1日から新制度で運用を開始したいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 少子化の時代でございますから大事な制度だとは思いますが、対

象人員が約2.7倍になります。予算比が1.8倍しか上がらないんですが、この点ほどのあたりにポイントがありましようか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 今回の予算の試算については、国が示しています医療費の指標がありますので、そういったものをもとに予算額のほうを事業費として見込んでおります。小学生年齢、また中学生年齢の医療がどれぐらいかかるかという部分でいえば、未就学児時期における医療というのがやっぱり医療費としてはかかるというようなこともあるかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） これは全額町費で対応されるという表現でよろしいのでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 基本的には県の制度をもとに運用してきて、拡大部分につきましては各市町の持ち出しということになっておりますので、今回の拡大部分につきましても町費で、全額町費からの持ち出しということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） コロナがこの3年間続いております。併せてほかの感染症が発生する可能性も持っております。子供に関する感染症もコロナで抑えていたのが拡大するということも想定しながら、町費の余裕がどの程度あるのかしっかりと査定いただいて、多分来年度ぐらいから行政改革が厳しくなるように想定をします。それは財務省が後ろへつきまされたからね、今の政権。ぜひしっかりとした基盤をつくっていただきたいと思いま

す。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 荒瀧議員がほとんど言われたんですけれども、このコロナ禍において私も議会で何度も訴えてまいりましたが、普通の風邪であっても病院を受診して、コロナではないということが分からないと学校に行けない状態になって、保護者の方、大変負担になっているという声を多く伺ってますので、大変感謝申し上げますが、先ほど荒瀧議員もおっしゃいましたが、財源の見通しですよ。せつかく制度改正をしていただくんですから、持続可能なものにしていただきたいと思いますので、その財源の見通しについてをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 多久見財務課長。

~~~~~○~~~~~

○財務課長（多久見） 今、令和5年度当初予算の各課のヒアリングを行っております。それによって削減できるところは削減して、財源確保のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようです。このあたりでまとめさせていただきます。

乳幼児医療費助成制度の改正については、ただいまの説明を了とし、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、社会体育施設等の指定管理者の指定更新について、執行部から説明を受けたいと思います。隼田教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（隼田） 社会体育施設等の指定管理者の指定更新について、資料に沿って御説明をさせていただきます。

町民体育館等の社会体育施設及び学校体育施設は、本町における指定管理者制度導入に併せ、平成17年4月より、特定非営利活動法人熊野健康スポーツ振興会に管理運営等を委任してきたものでございます。来年3月末をもちまして指定期間が満了するため、その後の指定管理者を決定する必要がございます。そのため、12月定例会に議案として提出させていただく予定でございます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

1、指定管理施設の名称です。

初めに、こちらの表にありますように、社会体育施設として上から順に、熊野町民体育館、熊野町民グラウンド、ファミリー公園、冒険広場、多目的広場の5施設。そして、学校体育施設として町内4つの小学校の体育館及びグラウンド、また2つの中学校の体育館、グラウンド及び武道館でございます。

次に、2の各施設の利用状況についてでございます。令和3年度の町民体育館の年間利用者数は延べ3万7,000人程度、また町民グラウンドは延べ2万人程度と、合わせて延べ5万7,000人程度の利用がございます。ここ2年は新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休館等の影響で、平成30年の西日本豪雨から回復傾向の兆しが見えてきたところから減少傾向となっております。令和4年度からは再び回復傾向も見られ、一定の利用者数を確保しており、町民の健康づくり、スポーツ活動の中心的施設としての役割を担っております。

平成22年度から、バーベキューやピザなどを焼けるよう整備をいたしましたファミリー公園につきましても、令和3年度は300人程度の方が利用され、誰でも自由に御利用いただける冒険広場と併せまして、ともに町民の憩いの場として定着をしております。また、芝生を敷き詰めました多目的広場につきましては平成28年度から利用を開始しましたが、年間延べ100人程度の利用が見られます。

次に、学校体育施設の利用については、平日夜間や休日におけるスポーツ活動などとなります。令和3年度は年間延べ1万4,000人程度の方が利用されておりますが、さらに令和4年度は回復傾向が見られております。学校部活動の関係で利用の少ない学校もございますが、学校体育施設の有効活用に努めております。

次に、3の指定管理者の候補者でございます。特定非営利活動法人熊野健康スポーツ振興会から申請書が提出され、事業計画書等を審査した上で、指定管理者の候補者として継続して指定をさせていただきたいと考えております。

4の指定管理者が行う業務につきましては、これまでと同様、次の7項目を挙げております。指定管理施設及び附属設備の維持管理に関する業務。指定管理施設の使用許可に関する業務。利用料金の収受に関する業務。上記業務に付随する業務。町内体育団体の育成・支援業務。スポーツ・イベント開催支援業務。その他、町長または指定管理者が必要と認める業務。以上の7項目を関係条例等に沿って行うよう、基本協定に明示する予定でございます。

5の指定期間でございますが、指定管理させる期間は前回と同様5年間とし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までといたします。

次に、6の指定管理者（候補者）の選定理由についてでございます。特定非営利活動法人熊野健康スポーツ振興会から提出された事業計画書の内容のほか、これまでの指定管理期間中における当該法人の実績等を審査し、ここに8つの選定理由を掲げております。

（1）当該法人は、町が設立段階から支援・助言をしてきており、運営面から支援・育成してきた法人であること。

これまでの指定管理期間中、指定管理施設の一元的な管理により、毎年安定した利用者数を確保していること。

地域総合型スポーツクラブを運営し、毎年約700人の会員を確保しながら、地域スポーツ活動の活性化を図っていること。

（4）町民体育大会は中止が続いておりますが、熊野駅伝大会など各種スポーツ大会を円滑に実施し、地域コミュニティー活動を活性化・定着させていること。

（5）高齢化社会への対応、また青少年の健全育成などの観点から、各種関連教室を開催し、スポーツレクリエーション活動の日常化を推進していること。

（6）施設の軽微な修繕、点検等を積極的に行い経費の節減を図るとともに、利用者が快適かつ安全に運動できる環境整備を行っていること。

（7）これまで関係法令・町条例等に違反することもなく、特に目立った苦情等も寄せられていないこと。

（8）提出された事業計画書は、引き続き施設の適正な管理運営を確保し、社会体育

に関して町民の間に生涯スポーツの一層の普及と定着を図ろうとするものであること。

以上のことから、当該法人を継続して指定管理者に選定するものでございます。

最後に、7、指定管理料についてでございますが、令和4年度の管理料を基準に必要な調整を行いながら毎年定めていく予定としております。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後の予定といたしましては、12月定例議会において指定管理者の指定について議案を提出させていただき、議会で御承認いただきました後に、管理料については令和5年度当初予算への計上と進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 資料の2番目の各施設の利用状況の利用延べ人数の数字なんですが、下から何行目かな、熊野中学校グラウンドが30年度6,170人。それに対して元年度が4万200人、約7倍弱に増えてるんですが、その要因について教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 穂坂町公民館長。

~~~~~○~~~~~

○町公民館長（穂坂） 30年度の熊野中学校の人数6,170人、元年度の人数4万200人なんですけども、これは中学校のグラウンドを筆まつり等で利用されたというところで、その利用された方の報告に基づいた数値を挙げさせているものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ということは、30年度は中止だったということですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 平成30年度におきましては、災害等によりまして中止をいたしました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 4番の指定管理者が行う業務のところですけども、従来どおりということですけども、お願いしておりますスポーツ振興計画の策定でもって、ここに書いてありますスポーツイベントの開催支援と、開催支援業務ということを、特にしっかりと町として主体性を持ってスポーツ振興計画の策定のほうをお願いしたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） はい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） コロナの影響が大変な状態のようでございますが、管理料の中で委託料と使用料とのギャップはどのぐらいございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 詳細な金額につきましては、今、手元資料がなくお答えすることができないんですけれども、ほぼ均衡であったと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 急いで答えられんでいいんですけど、収入とじゃあこの支出は同じで

ええということによろしいですかね。

〇議長（大瀬戸） 穂坂町公民館長。

〇町公民館長（穂坂） 指定管理料の精算ということだと思うんですけども、ほぼ毎年、積算というか、返還いただくものではなく整理をしております。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） この施設を利用する料金ってあるじゃないですか、収入。それと委託する、想定ではそりゃ使用料のほうが安いんですよ。委託料のほうが高く、その補填を町の税金で賄っていると思うんですが、その差がどのくらいあるのかなと思ひまして。

〇議長（大瀬戸） 立花次長。

〇教育部次長（立花） 現在、詳細な手元資料がないため、調査をいたしまして報告をさせていただきます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） よろしいですか。時光議員。

〇10番（時光） 6番の指定管理者の選定理由の中に、7番、施設利用者や大会競技参加者等からの苦情は寄せられていないということなんですが、ちょっと私が、これお願いでもあるんですが、よく野球とかサッカーとか、熊野町のスポ少の主催の大会を開かれる中で、9時ぐらいからするということが多いらしいんですが、テントを張ったり線を引いたりで、6時半か7時頃からグラウンドへ入れてもらえないかという要望が何点かありました。一応私も確認したところ、働き方改革等で早く職員を出すことができないということで、今年は7時半で開けてやるけど、次からは8時過ぎんと開けてやらないぞと、何とかならないかという苦情が多かったもので、確認するとそういうお答えだったもので、ある程度やはりスポーツ振興という中で、町内のそういうスポ少とか、そう

いうチームが一生懸命やってる中で融通を利かせていただけるように、町からも一言、言うべきじゃないんかと思っっているんですが、いかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） そのような苦情が議員の方に行っているということをちょっと承知しておりませんでした。誠に申し訳ございません。施設の利用についてはNPOと協議連携を図りながら、利用者の方が利用しやすいような状況にしていきたいと思っいます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） よろしくお願っします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの社会体育施設等の指定管理者の指定更新については、12月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、まとめとしたいと思っいますが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、介護保険料の賦課誤りについて、執行部から説明を受けたいと思っいます。時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） まずは、報告の時間をいただきましてありがとうございます。

介護保険料の賦課誤りにつきまして、本日、お手元に配付させていただきました資料

5に沿って御報告させていただきます。

まず、1の概要でございます。平成27年の介護保険法の改正により、平成27年度以降の第1号被保険者の保険料につきましては、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は賦課決定することができない」とされました。しかし、税の過年度の修正申告等があった場合の保険料について、更正ができる期間を「2年」とするところを「2年度」と解釈いたしまして、「2年後の年度末まで」として誤った処理を行い、賦課決定できない期間についても賦課更正を行っておりました。

対象となる期間ですが、平成29年度から令和3年度に賦課更正を行った平成27年度から令和元年度の保険料が対象となります。

対象者数及び対象金額でございますが、増額決定し追加で徴収を行った方が20人、誤納付額計が42万7,224円。また、減額決定し還付を行った方が22人、誤還付額計が42万9,100円となっております。

原因といたしましては、介護保険法の改正内容を正確に共有できておらず、改正内容が正しく反映されてなかったということによるものです。

今後の対応につきましては、弁護士にも相談した結果、今回誤りが判明した保険料につきましては賦課決定の更正を行うことはできませんが、町の保険料賦課処理の誤りが原因であることから、増額の賦課決定者につきましては、過大徴収となった保険料相当額を返還いたします。また、減額の賦課決定者については、同様に賦課更正が行えないことから、町に請求権がないため、過大に還付した保険料の返還は求めないことといたしました。

再発防止策につきましては、法改正の内容や事務処理方法を課内で正確に共有し、業務内容に変更が生じる場合は、システムの委託業者と情報共有を行うとともに、システムの設定も含め、業務手順の確認を徹底してまいります。

なお、既に町のホームページに公表し、返還金の対象者には、11月22日付で経緯説明と返還金についての御案内を送付させていただきました。対象者となられる方に対しましては、心よりおわび申し上げるとともに、今後は法改正等による事務手順の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

報告は以上です。申し訳ございませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 介護保険制度は改正が何度も行われておる、ほかの制度に比べて3年ごととか、何回もあることなので、より深く注意していただきたいと思うんですが。制度改正があった場合には国のほうから通知があったり、制度改正についてのQ&Aが発出されたりしていると思うんですが、それについてのチェックはされていないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 法改正の際には事前に国等からの通知がございます。改正の内容について、関係する条例等の改正も併せて行っておりますので、それに併せて事務の内容も確認を行っているところですが、このたびはちょっと年と年度のところの取り違いを、ちょっとシステムと併せて確認を少し誤っていたということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、ほかに質問はないようですので、この辺でまとめたいと思います。

ただいまの介護保険料の賦課誤りについては、その概要を承知しました。介護保険法などの改正内容を正確に理解及び業務手順の確認を徹底し、行政に対する住民の信頼確保に努めることを要望し、まとめとしたいと思います。

以上で執行部からの報告を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 10時28分）

（再開 10時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、全員協議会を始めます。

続いて、その他ですが、まず熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、皆さんに協議したいと思います。内容について、事務局長に説明させます。事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） それでは、熊野町議会議員条例の一部を改正する条例発議に伴う趣旨について御説明をいたします。お手元にお配りしました条例改定の案と新旧対照表、これを御覧いただきたいと思います。

委員会条例第2条、常任委員会の定数や所管等の条項になりますけれども、第1号の総務厚生委員会のところにおいて、総務建設委員会とし、定数を6から7としております。これまでの所管は、総務部、住民生活部、健康福祉部、会計課、選挙管理委員会等々と続いておりましたが、この健康福祉部のところを建設農林部、農業委員会ということになります。

それから、第2号、文教委員会のところにおいて、文教福祉委員会とし、定数を5から7としております。これまでの所管は教育委員会でしたが、健康福祉部を追加しております。

第3号については、2つの常任委員会となるため削除しております。

この案によりまして、議会定例会に挙げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局からの説明が終わりました。

ただいまの案を次の定例会へ議員発議で提出するということにしたらと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、次の定例会でこれを議員発議で提出することとします。

発議者を議会運営委員会、時光委員長にお願いしようと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それではそのようにします。

発議の案を準備させております。後ほど事務局が伺いますので、署名してください。その他ですが、何かございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、全員協議会は終了といたします。

（閉会 10時32分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長